

(1990年3月23日第3種郵便物認可)(毎月1日発行)1993年 8月1日 全国民闘連ニュース 第80号(1)

全国民闘連ニュース

第 8 0 号

1 9 9 3 年

8 月 1 日

年間購読料

3 0 0 0 円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ☎537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3階8号 Tel 06-972-1608 Fax 06-973-5666
☎210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



もくじ

- 天理大学民族差別集団暴行事件.....P 2
- 共栄火災海上保険相互会社就職差別事件.....P 5
- ネッスル日本(株)の懸賞企画に国籍条項.....P 7

天理大学民族差別集団暴行事件

3月に入り、丁真一君が集団暴行事件を受けたことを、彼の高校時代の恩師である尼崎市立尼崎高等学校の藤原史朗先生より連絡が入って知った。よくよく事情を聞くと、あまりにも事態が深刻であったため、民族差別と闘う連絡協議会として5月10日、天理大学に申し入れを行い、これまで話し合いを続けてきた。

事件の概要

昨年の6月、国際文化学部朝鮮語学科の丁真一君(当時1回生)が、「お前、なんで日本の名前にせえへんのや」という本名を否定するような民族差別発言を受けた。丁君はさらに7月にも同じ先輩から同様の発言を受けているのである。

9月に入り丁君が大学関係者に話したことから事件が発覚した。丁君から事情を確認した大学当局は、11月25日に全寮生に対して学習会を開いた。しかし、この学習会後、丁君は「お前のせいで、いらん時間をとられた」と言われており、寮生間には「丁がチクった」という冷やかな雰囲気広がっていたのである。

暴行事件は、このような寮内の雰囲気が漂うなかで、本年1月10日、天理教の



「海外伝道講話会」に丁君が参加しなかったことを理由に起こった。(丁君は天理教信者ではないので自由参加と思い込んでいた)

いつも通り門限前に帰寮した丁君に対して、寮幹事会(3回生5人で構成)が、布教講話会に参加しなかったことを1回生全員の連帯責任とし、1週間の門限短縮(通常午後10時を8時に)を決定した。そして、丁君を呼び出し寮の慣習通り、1回生全員の各部屋に謝りに回るよう指示した。そして、正座で謝る丁君に対し、行く先々で暴行が続けられたのである。回っている途中、4回生による説教会が1回生に対して行われ、その中で、「お前ら丁をこのままにほっといていいのか」という暴行を煽動するような発言がありその後1回生による丁君に対する暴行は

さらに激しさを増し、丁君は全治2週間のケガを負わされたのである。

大学側の対応

今回の事件を新聞等でご存知の方は、大学側のコメントに前向きな姿勢を感じとった方も多いと思う。しかし、大学側は、私達が申し入れを行うまでは、加害学生11名(1回生寮生35人中11名が暴行)に譴責処分(注意のみ)を下し、この間

題は解決済みとしていたのである。そして、その処分決定の理由のひとつに、嘆願書・反省文(資料参照)が提出されていることをあげている。しかし、内容をご覧の通りである。これを理由に処分を下す大学当局の認識がご理解いただけると思う。

さらに驚くべきことに、丁君自信が半強制的に反省文を書かされ、寮幹事から書き直しを2回もさせられているのである。

<資料(反省文・嘆願書)>

1回生反省文(下線は引用者)

「自分は丁君を殴った者のうちの1人です。丁君を殴ったことはとり返しのつかない事です。とても恥ずべき事です。自分たちが丁君を殴ったことで、自分たちと丁君の間に大きな溝ができました。これからはその溝をなくすために自分たちが反省し、また丁君も反省していかなければならないと思っています」(タイ学科1回生)

「今回の事件について、丁君を殴ったことに対して自分の考えは仕方のなかったことで、理解して頂きたいと思っています。しかし、理由はさておき、一般的に人を殴るということは決してよい方法ではなく・・・」(宗教学科1回生)

「自分は丁君を殴った1人です。暴力をふるったことを心から反省し、自分の軽率な行動がどれだけ丁君を肉体的に精神的に傷付けたか悔やまれてなりません。丁君に対しては自分のしたことを反省してもらい、また、自分もまた深く反省しなければいけないと思います」(イスパニア学科1回生)

「今回の事は、みんなに対してウラギリを含む行為になるので、許し難いし、丁君の方に完全に落ち度があったと思います・・・」(朝鮮学科1回生)

嘆願書

「・・・暴力をふるった11名は、日頃から温厚は性格の持ち主で今回、丁真一君に暴力をふるったのも、決して怒りからではなく、丁真一君の事を心底思えばこそ、この様な行動に出してしまったのであり・・・」(2回生)

「・・・もし人間関係が希薄であったならば、相手を見做す態度になりむしろ手は出ていなかったのではないか・・・」(3回生)

事件発生から3ヶ月以上もたち、私たちの指摘によってあわてて丁君に治療費を支払うというお粗末さ。さらには、この期に及んで、学長が「当初より民族差別暴行事件と認識していた」という発言が出るなど、反省するというよりも、事を荒立てないように、何とかとり繕おうとする姿勢のみが先行しているのである。

真相究明共闘会議

6月1日、天理大学第2体育館において第1回事実確認会が開かれ、約650人が参加した。大学側の不誠実な対応が目立ち、一般参加者の中から抗議や不満の声が相次いで上がった。このような大学側の姿勢にこの事件の根の深さを感じざるを得なかったが、この問題を全国的に広げるため、確認会終了後に共闘会議の結成を参加者の皆さんに呼びかけた。そし

て、6月16日、「天理大学民族差別集団暴行事件の真相を究明する共闘会議」＜代表；寺沢亮一（全国同和教育研究協議会委員長）＞が全国民闘連をはじめ、奈良県下の教育関係を中心とした諸団体によって結成された。

今回の事件は、氷山の一角である。日本社会に根強くのこる在日韓国・朝鮮人に対する蔑視意識が、1つのことを契機に引き起こされたものである。そういう中において、天理大学朝鮮学科は全国の大学の中でいち早く設置されて70年の歴史を持っており、丁君自信も夢を抱いて本名を名乗り入学した1人である。

本名を否定され、さらに暴行という形で発展したこの事件を見たとき、これから本名を使って在日韓国・朝鮮人として生きようとする子ども達に絶望感を与えた影響は大きい。大学当局が1日も早く、この問題を真摯に受け止め、真相の究明に努めることが望まれる。

署名活動にご協力を！

ご覧の通り、天理大学はいまだに事件発生当初、民族差別を容認した事実を認めようとはしません。折り込みの署名用紙にお名前を記入の上、事務局までお送り下さい。

パンフレットのご購入を！

この事件を分かり易くまとめたパンフレット「なんでやねん」を作りました。

1冊500円、A5サイズ、53頁 詳しくは下記までご連絡下さい。

【問い合わせ】天理大学民族差別集団暴行事件の真相を究明する共闘会議

事務局 朴洋幸（パク ヤンヘン）まで

連絡先 06-972-1608（民闘連事務局内）

共栄火災海上保険相互会社就職差別事件

事件の経過

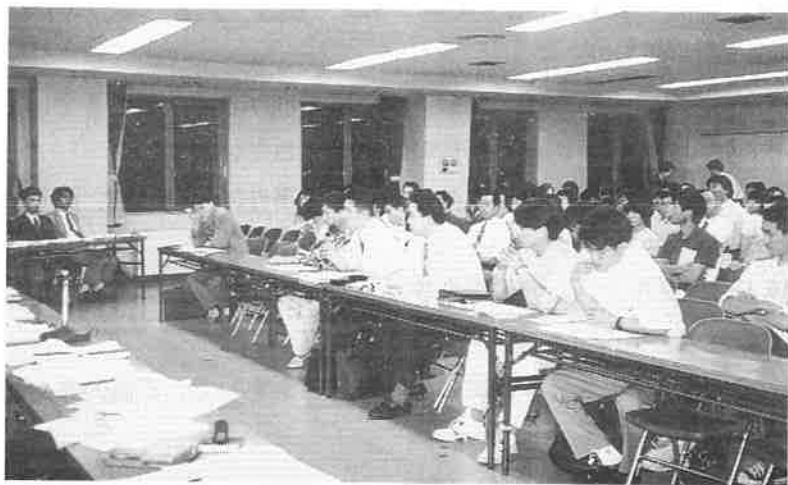
韓国籍を持つ金春子さんは、昨年12月に共栄火災海上保険相互会社八尾営業所に仮採用され、研修に入った。入社に必要な書類として「住民票記載事項の証明願」の提出を求められたため、金さんは「外国人登録原票記載事項の証明願」を提出した。

八尾営業所から同社支店へ金さんの関係書類が提出されたところ、支店長が八尾営業所長に対し、「今度の新人は外国人登録なので、社会保険加入時に問題はないのか？」との問い合わせをした。所長は支店長に「社会保険加入に関しては問題なさそうである」と回答したが、支

店長はさらに次長と金さんの採用について相談し、「営業所の中でうまくやっていけるかな？」などと発言し、「外国籍の人は好ましくないと思うので無理をしてまで採用しない方向で話をしてくれ」と次長に指示した。

そして、次長は八尾営業所に対して、金さんに2人の子どもがいることを理由に上げつつ、主要な理由としては、外国籍であるということを理由に採用をやめるよう指示した。

所長は「私が今まで面接・研修した多くの新人の中でも優れた人材である」として、数日間さらに研修を続けたが、次長からさらに採用しないように指示され、金さんに対して不採用の旨を伝えた。



事件の背景とその後の対応

民闘連では共栄火災に対して今年2月に要望書を提出し、大阪府の立ち会いのもと事実確認会を続けてきた。

6月には約150名の参加の下、部落解放センターにおいて事実確認会が開かれた。

共栄火災社長や事件の直接の当事者である支店長や次長、営業所長も出席したが、その中で明らかになったことは、会社側の在日韓国・朝鮮人問題に対する無知・無関心、在日韓国・朝鮮人社員がいないことなどである。

そして、会社側の出した「差別の背景分析と共栄火災の考え方」では「外国人採用について会社方針の誤った理解に立ち」支店長、次長が予断と偏見を持って対応したと、あたかも会社は誤っていないが、支店長、次長が誤った対応を

とっただけだという説明をしている。

しかし、事実確認会の中で民闘連の徐事務局長が明らかにしたように、会社方針にはそもそも外国人に対する方針などは何も存在していないのである。つまり、積極的に採用するとか差別してはならないという方針を会社が持っていない以上社員は個々の判断（差別意識・偏見を含む）で採用しないという結果がでる。

本件は仮採用期間終了後の解雇と見られ、正当事由があるならば、法的に責任を追及できない問題であるが、会社の解雇理由は、明らかに外国籍であることを理由とするものであり、労働基準法3条違反に該当する行為である。

今後も、民闘連が中心となって、同事件の背景分析をすすめ、共栄火災の差別性をさらに暴露し、同社の差別体質を改めさせるとともに、行政に対して、企業への指導を強化することを求めているなければならない。

賛同署名にご協力を！

経済不況が続く中、在日韓国・朝鮮人の就職差別が表面化してきています。この他にも、いくつかの事例が事務局にはあげられています。

就職差別に歯止めをかけていくためにも、この事件については、厳しい姿勢で取り組みたいと思います。

同胞団体、市民グループ、労働組合等々、多くの団体からの署名を集めたいと思います。

次の確認会の場で共栄火災に提出したいと思いますので、ご協力をお願いします。

詳しくは事務局朴洋幸まで。

ネスル日本(株)懸賞企画に国籍条項



インスタントコーヒーでおなじみの、世界的食品メーカーネスル日本株式会社が、消費者向けの懸賞企画の応募資格に「日本国籍を有する方」という制限を設けていた。なぜ同じお客さんである在日外国人が応募できないのか。このことを指摘して1年余りたってからあまりにも不誠実なネスルの対応に対し、1993年3月10日、民族差別と闘う連絡協議会は神戸本社を訪ね、抗議文を手渡した。

担当者の思い込みミスだと主張

ネスルは、1992年2月、「1992ヨーロッパ感動大賞」と銘打った、消費者向けの懸賞企画を、全国の週刊誌等に大々的に宣伝していた。この企画は、同社の

インスタントコーヒーの賞品名がクイズになっていて、正解者の中からヨーロッパ旅行やコーヒーのカップが当たるというものである。

当初、三重県で中部本社発行の毎日新聞を見た人から、「これはおかしいのでは?」という声が寄せられたので、大阪のいくつかの新聞を見たが、そこには応募資格の中に国籍条項がなかった。実は大阪発行のものは、広告代理店や新聞社が独自に判断して、削ったようである。

2月18日、電話でネスル神戸本社に「なぜ在日韓国・朝鮮人が応募できないのか。日本人以外に外国人がたくさん住んでいるのに」と問うたところ、広報部課長が出てきて「日本人に限っている。旅行の実施までに時間が短いので、外国

人だと渡航手続きで困る。」と答えてきた。

私達は、国籍の制限をなくすことと、この件について話し合いを持つよう2月20日付で要望書を郵送した。

これに対して、ネスルより3月5日付で回答書が送られてきた。その中身は『国籍条項は企画担当者のパスポート等手続きをできるだけ円滑に進めたいとの単純な考えから使用した全く事務的発想に基づく重大な「ミス」でありました。会社は要望書受領前にこの「ミス」に気づき、直ちに国籍条項を削除するように指示しました。当社は国際企業であり、国籍による差別をする考えも意思もございません。』と弁明し、単なる担当者個

人の思い込みによる「ミス」で片付けようとしてきた。

こんなにおかしいネスルの言い分

ここで私達が問題にしていることをまとめてみたい。

- ①企画担当者のミスとあるが、2月18日に私達が電話で尋ねたときには、広報課長が日本国籍の人に限っている事実とその理由をはっきりと述べている。ということは、社内の総意として、資格を設けたことは明らか。
- ②さらにネスルは、あくまでも、企画担当者のミスにして、会社としての責任をうやむやにしている。

1992 ヨーロッパ感動大賞

ネスカフェ・エクセラの今春のテレビCMの舞台イギリスを中心に100万円以内(税込)で自由に楽しむ旅など、様々な「感動」をプレゼント。

ネスカフェ・エクセラ賞 5名様

ヨーロッパ・シティロースト賞 50名様

ユーロ・コーヒーネス賞 5000名様

クイズに答えて官製ハガキでご応募ください。

クイズ：○の中にあてはまる文字を入れてください。

ヨーロッパ・シティローストの
ネスカフェ・○○○○○

★ヒント：ネスカフェ・エクセラの味わいと香りには、理由があります。いい豆を、丁寧にヨーロッパ・シティロースト(やや深みのある中煎り)で仕上げているからです。

「応募要項」

●応募方法／官製ハガキに、クイズの答え・郵便番号・住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を明記の上、ご応募ください。官製ハガキ1枚を1口とし、1人1口何通でも応募できます。官製ハガキ以外の応募、記入漏れの場合は、無効とさせていただきます。●応募資格／1992年5月15日現在で満20才以上の方で、日本国籍を有する方。満20才未満の方は、自動的に「ユーロ・コーヒーネス賞」だけの対象とさせていただきます。●応募先／〒163-91 東京新宿郵便局私書箱第1992番(ヨーロッパ・シティロースト)係。●応募締切／1992年3月31日(当日消印有効)。●当選発表／応募後、消費者代表の方々の立会いのもと、抽選が行われます。●当選発表後、抽選結果は「ヨーロッパ・シティロースト」の発行(締切後約5週間)をもって発表されます。●当選発表後、抽選結果は「ヨーロッパ・シティロースト」の発行(締切後約5週間)をもって発表されます。

「ネスカフェ・エクセラ賞」ご当選者へのご注意

1. 日本国内における、成田空港までの交通費・宿泊費・渡航手続費用等は、ご当選者の負担となります。2. 旅行の権利はご当選者ご本人のものとし、譲渡・換金してはなりません。3. 旅行のご当選者が旅行参加を辞退された場合は、その権利は失効します。4. ご当選者は、ご出発までに渡航手続を完了、かつ旅行同意書・広告出演契約書を提出できる方に限ります。5. 健康上心配のない方に限ります。6. ご当選者は、日本交通公社と協議の上100万円(税込)以内で貴方の自由な旅行に使用できます。●応募資格／1992年5月15日現在で満20才以上の方で、日本国籍を有する方。満20才未満の方は、自動的に「ユーロ・コーヒーネス賞」だけの対象とさせていただきます。

●応募資格／1992年5月15日現在

で満20才以上の方で、日本国籍を有する方。満20才未満の方は、自動的に「ユーロ・コーヒーネス賞」だけの対象とさせていただきます。

1. 日本国内における、成田空港までの交通費・宿泊費・渡航手続費用等は、ご当選者の負担となります。2. 旅行の権利はご当選者ご本人のものとし、譲渡・換金してはなりません。3. 旅行のご当選者が旅行参加を辞退された場合は、その権利は失効します。4. ご当選者は、ご出発までに渡航手続を完了、かつ旅行同意書・広告出演契約書を提出できる方に限ります。5. 健康上心配のない方に限ります。6. ご当選者は、日本交通公社と協議の上100万円(税込)以内で貴方の自由な旅行に使用できます。

し、譲渡・換金してはなりません。3. 旅行のご当選者が旅行参加を辞退された場合は、その権利は失効します。4. ご当選者は、ご出発までに渡航手続を完了、かつ旅行同意書・広告出演契約書を提出できる方に限ります。5. 健康上心配のない方で、団体行動に協調していただける方にさせていただきます。6. 旅行実施時期は6月中旬の予定です。7. 旅行日程及び内容は、都合により予告無しに一部変更になる場合があります。



- クイズの答え
- 住所(〒)
- 氏名
- 年齢
- 性別
- 職業
- 電話番号

※不可分物により当該賞品を授けられない場合は、賞品を代品に替えさせていただきます。
※ネスルの関係者のご応募はお断りいたします。

③また百歩ゆずって、企画担当者のミスであったとしても、なぜ、渡航手続き上の問題として国籍条項をつけたのか。当選発表から実施日まで、約1ヶ月あり、外国籍だからといって、すべての人が不可能ではない。そう思い込んだわけがあるはず。

④国籍条項を削除したとあるが、それを知らないままの人達に対するフォローがなにもない。さらに、その回答以降にも国籍条項がついたままで掲載された広告が見つかっている。



企画が終わると知らんぷり

①1992年3月9日——2月20日の要望書に従って、ネッスル広報部部長・課長が3月9日(民闘連事務所)に訪れてきた。単に担当者だけの問題なのか、社内的に問題はなかったのか、などを正式に事実確認会を開いて明らかにしたいと申し入れ、そのことについては、後日ネッスルより連絡を入れるという約束をする。

②5月上旬——連絡が来ないためこちらから入れると、社内で調整中であり、5月末まで待つて欲しいということであった。しかし、連絡はこなかった。

③8月6日——話し合いに応じるよう、再度要望書を出す。

④8月26日——回答書が返ってくるが、「3月5日付文書をもって、明確に結論を出し、お詫びまでして、すでに終

了している、ということで貴意に沿いかねるという結論に達しました。」ということで、懸賞企画が終わったとたん、態度が変わる。

⑤9月22日——回答不十分として、改めて要望書を提出。

⑥10月14日——回答書が返ってくるが、「これまでの回答以上、申し上げることはない」というものであった。

1年間かけて再三に渡って要望書を送り、誠意ある回答を求めてきたが、反省どころか話し合いにも応じようしないネッスル側、結局なぜ、こうなったのかが、わからないまま、今に至ったのである。

国際化・内外人平等が叫ばれる現在において、今なお、国籍条項を設けた企画を新聞・雑誌等を広く宣伝した社会的影響は大きく、私達は企業としての社会的

責任を問うため、今回の抗議行動に踏み切ったのである。

企業市民としての姿勢を

日本人もそうであるように在日韓国・朝鮮人もまたネスル製品の消費者である。同じ消費者を不平等に扱うことが、なぜまかりとおるのか。言うまでもなく、在日韓国・朝鮮人は、このような国籍条

項がつけられ、様々な分野から締め出されてきた。「当社は、偏見のなさでは世界中で認められているものであります。」

(1992年8月26日回答書)と、自ら称するのであれば、企業市民として真摯な対応をしてしかるべきである。

ネスル側の誠実な反省と、謝罪、さらに企業市民として、今後何をしていくべきなのかを問うていきたいと思う。

第3回「在日韓国・朝鮮人の未来と人権」研究集会討議資料集への 広告掲載についての依頼

前号の民闘連ニュースで、標記集会についてご案内いたしました。その研究集会の資料集に、協賛いただける団体、個人より広告をいただき掲載したいと思います。つきましては、下記の通り料金を設定いたしましたので、是非ご協力いただきたくお願い致します。

詳しくは、下記までご連絡下さい。なお、広告版下は作成の上、下記まで送付願います。また、郵便振替でご送金の程お願い致します。

[連絡先]

第3回「在日韓国・朝鮮人の未来と人権」研究集会実行委員会

〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3階8号

TEL. 06-972-1608 FAX. 06-973-5666

郵便振替 大阪9-76163 「民族差別と闘う連絡協議会」

(広告例)

裏表紙の裏	B5版	7万円
資料集の中	B5版	3万円
	B6版	2万円
	B6版の半分	1万円
	B6版の1/4	5千円

- ・差別のない多文化共生社会を実現しよう!
- ・真の国際化をめざす、「在日韓国・朝鮮人の未来と人権」研究集会に賛同します。

お詫び

全国民闘連ニュース第79号の討論のひろばの見出しを間違えて掲載してしまいました。

執筆者の鄭琪満氏からは、『民闘連綱領(9)にある「日本籍朝鮮人」の民族性保障…を「日本籍」在日朝鮮人の民族性保障…に』という見出しにするよう指示を受けていたのですが、校正の段階で、一線部の「在日」を落として掲載してしまいました。

鄭琪満氏は、『「日本籍朝鮮人」という表現は、自らを克ち取る時に、民族差別を許さず、共に生きる社会をつくるときに闘うべき対局の表現としてある。』と問題提起されており、見出しの表題は、否定されていることを、使用したことになっています。鄭琪満氏は、「在日」を敢えて強調し、自己規定することによって、日本社会で日本国籍を持った在日朝鮮人が、民族差別と闘う上での立場性を明確にされていることと思われます。

そういう意味では、今回このような形で掲載してしまったことで、鄭琪満氏が意とすところからは、全く違うものになったことを深くお詫びしたいと思います。

なお、この綱領改定の案件につきましては、11月14日に開催されます全国大会において、鄭琪満氏からあらためて問題提起されます。積極的な意見交換をお願い致します。

編集部

全国民闘連ニュース購読のお願い

全国民闘連ニュースの購読ありがとうございます。

全国民闘連ニュースは、全国各地の民族差別と闘う様々な取り組みの紹介、出来事や人物の紹介、また、いろんな角度からの意見交換を進める機関誌として発行してきました。これらの輪をさらに広げていくためにはより多くの方々に購読をお願いしたいと思います。是非、購読をお願い致します。

〔購読料〕年間3,000円

送金方法 郵便振替「大阪9-76163民族差別と闘う連絡協議会」

第 1 9 回 民族差別と闘う連絡協議会 全国大会のご案内

来たる 1 1 月 1 4 日、広島において第 1 9 回民闘連全国大会が開催されます。
全国からみなさんの積極的な参加をお待ちしております。

1. 日 程 1 9 9 3 年 1 1 月 1 4 日 (日) 午前 9 時 3 0 分～午後 2 時半

2. 内 容
会 場

1 1 月 1 4 日 (日)		会 場
<u>午前の部 (9:00~12:00)</u> 1.開会式 2.総括(案)提起 ① 1 9 9 3 年度活動報告 ② 1 9 9 3 年度会計報告 ③ 1 9 9 3 年度会計監査報告 3.方針(案)提起 ① 1 9 9 4 年度運動方針案 ② 1 9 9 4 年度予算案		広島労働会館 ☎082-261-8131
<u>午後の部 (13:00~14:30)</u> 4.討議事項の採決 ①全体討論(方針案, 会計案について) ②採決 5.大会宣言(案)		

※大会終了後、部会別交流会（保護者、青年、公務員、日本籍者）

3. 連絡先 詳しくは全国民闘連事務局まで ☎06-972-1608